

睦沢町障害者活躍推進計画

機関名	睦沢町役場
任命権者	睦沢町長
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日
睦沢町における障害者雇用に関する課題	睦沢町役場においては、令和2年3月31日現在、法定雇用率を満たしているため、引き続き法定雇用率の見直し等に対応し、法定雇用率以上の障害者雇用を継続する。
目標	
1. 採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点での法定雇用率以上を目指す。 (評価方法) 毎年の任免状況通報により確認。
2. 定着に関する目標	不本意な離職を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、関係者間で役割分担や各種相談先に係る情報を共有する。 ○役割分担や各種相談先については人事異動等に変更が生じるため定期的に更新を行う。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	今後採用する障害者の能力や希望を踏まえ、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	今後採用する障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。